

京都府保育所等活動継続支援事業費交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、物価高騰により厳しい経営状況にある保育所等の負担を軽減するため、各施設等に対し、補助金等の交付に関する規則（昭和35年京都府規則第23号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において交付金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、「保育所等」とは次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所
- (2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園
- (3) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条第1項の認定を受けた保育所
- (4) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第5項に規定する地域型保育事業を行う事業所
- (5) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条の2に規定する認可外保育施設（ただし、居宅訪問型事業を除く）

(交付対象事業等)

第3条 交付金の交付の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）、交付対象者、基準額等については、別表に定めるとおりとする。

(交付申請)

第4条 規則第5条に規定する申請書は、別記様式によるものとし、知事が別に定める期日までに知事に提出するものとする。

(交付決定等)

第5条 知事は、申請書を受理したときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、交付金について規則第6条に規定する交付決定及び規則第14条に規定する額の確定を同時に行うものとする。

(実績報告)

第6条 規則第13条の規定による実績報告については、申請書の提出をもって実績報告書の提出があったものとみなす。

(交付決定の取消し)

第7条 知事は、申請者が偽りの申請その他不正な手段によって交付金の交付を受けたときは、第5条の規定による交付決定及び額の確定を取り消すことができる。

(交付金の返還)

第8条 知事は、前条の規定により、交付決定及び額の確定を取り消したときは、既に支給した交付金の全部又は一部を返還させることができる。

(交付金の経理等)

第9条 交付金の交付の決定を受けた者は、交付金に係る収支を記載した帳簿を備え付けるとともに、その証拠となる書類を整理し、かつ、これらの書類を交付事業の完了した日の属する年度の終了後10年間保存しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 5 年 8 月 28 日から施行し、令和 5 年度分の交付金から適用する。

この要綱は、令和 5 年 11 月 1 日から施行し、令和 5 年度分の交付金から適用する。

この要綱は、令和 7 年 1 月 5 日から施行し、令和 7 年度分の交付金から適用する。

別表

交付対象事業	交付対象者	交付率	基準額
保育所等活動継続支援事業 子どもの体験機会の創出により豊かな感性・表現力をはぐくむために、保育所等が行事や発表会等を実施するなどの経費に対して支援する。	令和7年12月1日から令和8年1月31日までの期間において、継続して京都府内に所在する私立の保育所等を運営している者で、子どもの学びや行催事等の機会を確保するもの（居宅訪問型事業を除く。）	10/10 以内	令和7年12月1日時点の定員1人当たり1,100円（令和7年12月1日以降に新たに保育所等の運営を開始した施設にあつては申請日時点の定員1人当たり1,100円）